

兵庫県ユーザビリティ向上ツール導入支援業務委託 入札説明書

(別添)

- 1 仕様書
- 2 各種様式
様式第1号 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
様式第2号 入札書
様式第3号 入札書【再入札用】
様式第4号 入札辞退届
様式第5号 質問書
- 3 契約書(案)

○参加申込書の代表者名欄に記入した者以外の者が入札する場合は、入札当日に参加し、権限を行使する者を参加申込書に記入ください。

○入札書の押印廃止に伴い、入札会場にて顔写真付公的書類の提示をいただくことにより本人確認を行います。(郵送の場合は、連絡先担当者への確認等を行います。)

○本人確認ができない場合には入札参加を認めませんのでご注意ください。

(下記のうち、どれか1つを持参ください)

- 1 運転免許証
- 2 運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)
- 3 旅券(パスポート)
- 4 個人番号カード(マイナンバーカード)
- 5 在留カード・特別永住証明書
- 6 官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳(身体障害者手帳など)
- 7 その他官公庁から発行・発給された書類で、その官公庁が顔写真を貼付したもの

兵庫県企画部デジタル改革課

入札説明書

兵庫県ユーザビリティ向上ツール導入支援業務の委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

兵庫県ユーザビリティ向上ツール導入支援業務

(2) 業務の仕様等

別添仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日（金）まで

2 応募方法

単独企業によるものとする。

3 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1) 兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号。（以下「財務規則」という。））第 81 条の 3 に基づく兵庫県物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者であって、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和 7 年 4 月 24 日（木）午後 5 時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて出納局物品管理課へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号（以下「政令」という。））第 167 条の 4 の規定に基づく兵庫県（以下「県」という。）の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者

(3) 入札参加申込書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び本件入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

4 入札参加の申込み

本件の入札参加を希望する者は、次に従い、申込書に関係書類を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出場所

兵庫県企画部デジタル改革課

（〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号 兵庫県庁 3 号館 12 階）

電話番号 078-341-7711 内線 72701 FAX 078-362-9027

E-mail digital@pref.hyogo.lg.jp

(2) 提出期間

令和7年4月18日（金）から同月24日（木）まで（持参の場合は土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 物品関係入札参加資格申請中の者については、イに代えて物品関係入札参加資格審査申請書の写し及び到達確認通知

・提出した書類について、事務局が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じること。

(4) 提出方法

前記(1)の場所へ(2)の期間に電子メール、持参又は郵送により提出すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出については、令和7年4月24日（木）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。電子メールによる場合は、電子データは最新のウイルス対策ソフトでウイルスチェックしたものであること。

(5) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和7年4月28日（月）午後5時までに一般競争入札参加資格通知書（以下「確認通知書」という。）により通知する。

ウ 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面（様式は任意）を持参し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

（ア）提出期間

令和7年4月28日（月）から4月30日（水）までの午前9時から午後5時まで（土日祝日及び正午から午後1時までを除く。）

（イ）提出場所

前記(1)に同じ。

（ウ）回答

説明を求めた者に対し、令和7年5月9日（金）までに書面により回答する。

(6) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

5 仕様書等に関する質問

仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書を提出すること。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることは認めない。

(1) 仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式第5号）を提出すること。

ア 受付期間

令和7年4月18日（金）から同月24日（木）まで（持参の場合は土曜日及び日曜日を除く。）、
毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記4(1)に同じ

ウ 提出書類

質問書（様式第5号）

エ 提出方法

（ア）質問書を電子メール、持参又は郵送により提出すること。

（イ）電子メールによる送信にあたっては、7MB以下の容量で、パスワード付き圧縮ファイル
（ZIP形式）とし、パスワードは別メールで通知すること。

（ウ）電子データは、最新のウイルス対策ソフトでウイルスチェックしたものであること。

オ 質問の回答

令和7年4月28日（月）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記(1)ウの提出書類に関し説明を
求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、前記(1)オにより回答した仕様で入札すること。

6 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所 兵庫県企画部デジタル改革課（兵庫県庁3号館12階）

(2) 日時 令和7年4月18日（金）から同月24日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）、
毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

8 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所 兵庫県庁3号館12階1225会議室

(2) 日時 令和7年5月1日（木）午前11時

(3) その他

ア 名簿の登録申請を行った者から審査の終了前に入札書が提出された場合においては、その者が
開札の日時までに入札参加資格を有すると認められることを条件として、当該入札書を受理する。

イ 入札前に確認通知書の写しを提出すること。

ウ 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

エ 本件の入札公告に示す入札手続等を十分承知のうえ入札すること。

(4) 開札

開札は、入札書の提出後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代
理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度の入

札を行う。

入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合において、再度入札が実施された場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

9 入札書等の提出方法

入札書は、前記8の場所及び日時に直接入札書（様式第2号）を提出すること。ただし、郵送等による入札については、入札書及び確認通知書の写しを封筒に入れ封印し、表封筒に「令和7年5月1日開札 兵庫県ユーザビリティ向上ツール導入支援業務委託に係る入札書在中」の旨朱書き、入札者の名称又は商号及び代表者の氏名を記載のうえ、令和7年4月30日（水）午後5時までに前記4(1)の場所に必着のこと。

10 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で記入すること。

(2) 入札書は様式第2号によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 件名は、前記1(1)に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の氏名があること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札の辞退

前記4(5)により入札参加資格を認められた者において、入札書を提出するまでは、入札辞退届（様式第4号）により入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではない。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年4月30日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

イ 前記アのただし書きの入札保証保険の保険期間は本件入札の参加申込後で、令和7年4月30日（水）以前の任意の日を開始日とし、令和7年5月9日（金）以降を終了日とすること。

ウ 入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

- エ 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提出された担保を含む。以下本項に置いて同じ。）は、落札者決定後これを還付する。ただし、落札者に対しては、契約を締結したときに還付する。なお、入札予定額を上回る金額で入札を行った者については、入札終了後直ちに還付する。
- オ 入札を辞退した者は、落札決定後これを還付する。
- カ 入札保証金の還付を受ける場合においては、領収書等を県に提出するものとする。
- キ 前記エのただし書きの規定にかかわらず、落札者から申し出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。
- ク 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することができない。
- ケ 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金は、県に属する。

(2) 契約保証金

- ア 契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則第 100 条の規定に該当する場合は、この限りではない。
- イ 前記アのただし書きの履行保証保険契約の保険期間は、契約期間とし、契約保証金は、契約満了の日まで保管する。
- ウ 前記アの規定にかかわらず、過去 2 年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体と本委託業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、本委託業務を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

1 3 無効とする入札

- (1) 前記 3 に示した入札参加資格のない者のした入札、申込み又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記 3 に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

1 4 落札者の決定方法

- (1) 前記 1 の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第 85 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第 167 条の 10 第 1 項の規定に該当するときは、最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合がある。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。なお、入札書を郵送等した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 予定価格の制限の範囲内に入札がないときは、直ちに再度の入札を実施する。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約による。

1 5 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送等すること。
- (2) 入札保証金又は入札保証保険証書が所定の日時まで提出されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度の入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者とする。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、前記(1)から(7)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となったもの以外のもの

1 6 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

1 7 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、本契約を契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者に関する電子署名を行う。
- (2) (1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。電磁的記録により締結する場合は、各自その電磁的記録を保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

1 8 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

1 9 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者及び契約締結を拒否した者は、県の指名停止基準により指名停止される。

- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 兵庫県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、ア 暴力団または暴力団員でないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書（契約書（案）に添付）の提出を求めることとする。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。

2 0 調達事務担当部局

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
兵庫県企画部デジタル改革課
電話番号 078-341-7711 内線 72701 FAX 078-362-9027
E-mail digital@pref.hyogo.lg.jp
担当者 奥村、大野